

第4編 施工管理編

第1章 施工管理

第1節 適用

森林土木工事に関する施工管理（工程管理、出来形管理、品質管理（工事写真を含む。））及び規格値の基準については、本章に定めるもののほか、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準**に準ずるものとする。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。なお、岡山県土木工事共通仕様書の土木工事施工管理基準の規定中、「砂防」とあるのは「治山」と、「道路」とあるのは「林道」と、「堰堤」とあるのは「治山ダム」と読み替えて適用する。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、又は基準が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

第2節 出来形管理基準

1. 森林土木工事に関する出来形管理基準については、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準 出来形管理基準及び規格値**及び（別表－1）「**森林土木工事出来形管理基準（案）**」によるものとする。
2. 森林整備作業に関する出来形管理基準については、（別表－2）「**森林整備作業出来形管理基準（案）**」によるものとする。

第3節 品質管理基準

森林土木工事に関する品質管理基準については、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準 品質管理基準（案）**によるものとする。

第4節 写真管理基準

森林土木工事に関する写真管理基準については、**岡山県土木工事共通仕様書 II 施工管理編 土木工事施工管理基準 写真管理基準（案）**及び（別表－3）「**森林土木工事写真撮影基準（案）**」によるものとする。

第5節 参考資料

1. 治山ダムコンクリート打設計画書及び実施書については、（別図－1）及び（別表－4）の記載例を参考に作成するものとする。
2. 谷止工成果図については、（別図－2）の記載例を参考に作成するものとする。
3. 山腹工成果図については、（別図－3）及び（別表－5）の記載例を参考に作成するものとする。